

姫路市教育旅行貸切バス経費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市において教育旅行需要を拡大させることを目的とし、姫路市外の学校による姫路市内への宿泊を伴う教育旅行の実施に係る貸切バス経費の助成金（姫路市教育旅行貸切バス経費助成金（以下「助成金」という。））の交付に必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号のとおりとする。

(1) 教育旅行

学習指導要領に定める学校行事及び学校行事に準じる行事で、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等のうち、宿泊を伴うものをいう。ただし、学年全体を対象としていない合宿や旅行（複数のコースに別れて実施する修学旅行等は除く）、クラブ活動や部活動、スポーツ少年団等によるスポーツ合宿や遠征試合に伴う合宿は除く。

(2) 学校

学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（うち高等課程）、各種学校（うち小学校、中学校、高等学校に相当する課程。）、高等専門学校（うち1～3学年）をいう。

(3) 旅行会社

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(4) 貸切バス

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者が運送する、同法第3条第1項の定員11人以上の自動車をいう。

(5) 観光施設

姫路城または姫路市内の施設で旅行者が食事、買物、散策、見物、鑑賞、体験、又は休憩等を行う有料施設をいう。

(6) 宿泊施設

旅館業法第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受け、かつ、姫路市内で営業を行っている者及び住宅宿泊事業法による届出を行い、且つ国の規定に加えて、姫路市が条例・規則で定める届出を行っている者で、以下のいずれにも該当しない者とする。

ア 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者。

イ 風俗営業等の規制及び業務適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者又は社会通念上当該営業に相当する営業を営む者。

(7) 新規申請

本助成金を初めて交付申請すること。

(8) 継続申請

過去に第4条1項に規定する助成金交付対象者が、新規申請により本助成金の交付決定を受け、実際に本助成金の交付を受けたのち、同一学校において改めて交付申請すること。この場

合、同一の年度・異なる年度に関わらず、継続申請の扱いとする。但し、新規申請を行った年度において行う別の学年の交付申請については新規申請とする。

(事務取扱者)

第3条 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が事務の取り扱いを行う。

(助成金交付対象者)

第4条 本事業の助成金交付対象者は、姫路市内で教育旅行を実施する姫路市外（国内）の学校に対し、旅行の手配を行う旅行会社とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 役員等（助成金交付対象者が個人である場合にはその者を、助成金交付対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、助成金交付対象者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この項において同じ。）が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(助成金対象経費及び助成金額)

第5条 助成金交付対象者が、次の各号に掲げる条件を全て満たす教育旅行を手配する場合に、その移動に係る貸切バス料金の経費の全部又は一部に対して予算の範囲内で助成金を交付する。助成対象経費はバス賃借料とし、消費税及び地方消費税を含まない。

- (1) 助成金交付の対象となる教育旅行が、申請日から当該年度の3月15日までの間に実施されること。
- (2) 姫路市内の観光施設を利用し、かつ1泊以上姫路市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (3) 助成金交付の対象となる教育旅行について、同一の貸切バスに対して他の助成事業等を利用していないこと。
- (4) 助成金交付の対象となる教育旅行の旅行契約日が施行日以降であること。
- (5) 新規申請の場合は、貸切バス1台につき8万円を助成する。また、継続申請の場合は、4万円を助成する。複数年度に渡って同一の学校へ連続して助成することも可能とする。

ただし、いずれの場合も当該年度1校（学年を問わない）につき貸切バス8台を助成限度とする。

2 助成金の交付額及び上限額は、下表のとおりとする。なお、交付申請の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

交付額	上限額
-----	-----

新規申請 貸切バス 1 台あたり 80,000 円	1 台あたりの料金が 80,000 円に満たない場合は左記にかかわらず実費
継続申請 貸切バス 1 台あたり 40,000 円	1 台あたりの料金が 40,000 円に満たない場合は左記にかかわらず実費

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、姫路市教育旅行貸切バス経費助成金交付申請書（様式第 1－1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、旅行出発日から起算して 30 日前までに、ビューローあてに提出するものとする。

- (1) 姫路市教育旅行貸切バス経費助成金の申請に係る承認書（様式第 1－2 号）
- (2) 誓約書（様式第 1－3 号）
- (3) 実施予定の教育旅行に係る行程表、旅行代金内訳書の写し、または貸切バスの経費が分かるもの（運送申込書／引受書、船車券など）
- (4) 学校からの旅行申込書（旅行契約書類）の写し
- (5) 助成金の対象となる教育旅行について他の助成事業等に申請している場合は申請書の写し
- (6) その他申請にあたりビューローが必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 ビューローは、助成金の交付申請があった場合は、前条の交付申請書及び関係書類の内容を審査し、予算の範囲内で助成金の交付決定を行う。

(交付決定の通知)

第 8 条 ビューローは、前条の規定に基づき、助成金の交付の可否の決定を行ったときは、姫路市教育旅行貸切バス経費助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者あてに通知するものとする。また、交付を認めないときは、その審査の結果について通知するものとする。

(変更申請等)

第 9 条 申請者は、申請内容を変更又は取り下げる場合は、速やかに姫路市教育旅行貸切バス経費助成金変更・取下げ申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 10 条 申請者は、第 7 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(実績報告)

第 11 条 申請者は、助成金交付の対象となる教育旅行が終了したときは、原則として、その日から起算して 30 日を経過した日又は当該教育旅行を実施した年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、姫路市教育旅行貸切バス経費助成金実績報告書（様式第 4 号）に次の各号に掲げる書類を添えてビューローあてに提出しなければならない。

- (1) 実施した教育旅行に係る、実人員での行程表、旅行代金内訳書の写し
- (2) 貸切バスの経費が分かるもの（運送申込書／引受書、船車券など）

- (3) 助成金の対象となる教育旅行について他の事業で助成等を受けた場合は実績報告書等の写し
- (4) その他申請にあたりビューローが必要と認める書類

(助成金交付額の確定等)

第12条 ビューローは、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、適当と認められるものについて、助成金交付額を確定し、姫路市教育旅行貸切バス経費助成金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 助成金は、前条の規定により助成金交付額を確定したのち、交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、ビューローは第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成金交付対象者が、法令、本要綱又はビューローの指示に違反した場合
 - (2) 助成金交付対象者又は交付の対象となる教育旅行が、本要綱の規定に適合しなくなった場合又は適合しないことが判明した場合
 - (3) 助成金交付対象者が、虚偽の申請を行った場合、助成対象経費に関して不正、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成金交付の対象となる教育旅行の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
 - (5) 助成金交付対象事業が、事業実施期間内に終了しなかった場合
 - (6) 助成金交付対象者が、第11条に規定する実績報告及び書類を期限内に提出しなかった場合
 - (7) 助成金交付対象者が提出した実績報告が、交付申請の内容と異なっていた場合
 - (8) 助成金交付対象者が、様式第1-3号の誓約書に関する事項に違反した場合
- 2 ビューローは、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、助成金交付対象者に対し期限を付して助成金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の命令を受けた助成金交付対象者は、ビューローが指定する期日までに助成金を返還しなければならない。

(書類の保管)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金交付申請に係る提出書類の写し及び各種通知書類を、助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(事業の終了)

第16条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で当該年度の助成金の交付申請の受付を終了する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項については、協議の上、別途決定する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。